

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 専門人材マッチング

1. ニーズ調査の実施

- **取組内容**: 対象業界や企業における人材ニーズを把握するための調査を実施。具体的には、オンラインアンケートやインタビューを通じて、どの職種、スキルセット、経験が求められているかを把握します。
- **目的**: 専門人材を求める企業のニーズを正確に理解し、マッチング精度を向上させるための基礎データを収集。

2. データベースの整備

- **取組内容**: 人材データベースを整備し、専門人材のスキルや経験を詳細に記録します。AIを活用して、求職者と求人企業のマッチングを効率的に行えるシステムを構築。
- **目的**: 高度なスキルや専門知識を持つ人材を迅速かつ正確に紹介できる体制を整える。

3. パートナーシップの構築

- **取組内容**: 業界団体や専門学校、大学と連携し、人材の供給源を多様化します。また、企業との密接なパートナーシップを築き、彼らの人材ニーズに即応できるようにする。
- **目的**: 長期的に安定した人材供給を確保し、企業との信頼関係を深める。

4. キャリアコンサルティングの強化

- **取組内容**: 求職者に対してキャリアカウンセリングを実施し、彼らのスキルや希望条件に基づいた最適なマッチングを提案します。特に、転職活動が活発な人材に対しては、ポジションやキャリアパスに関するアドバイスを提供。
- **目的**: 求職者と企業両方にとって最適なマッチングを実現し、満足度を高める。

5. マッチング後のフォローアップ

- **取組内容**: マッチング後、定期的に企業および求職者の双方に対してフォローアップを実施し、定着状況やパフォーマンスを確認。必要に応じて改善サポートを提供します。
- **目的**: マッチング後の成功率を高め、定着率を向上させる。

6. オンラインプラットフォームの活用

- **取組内容**: 専門人材マッチング専用のオンラインプラットフォームを開発・運営し、求職者と企業が直接やり取りできる場を提供します。インタラクティブな機能（面談、スキルチェック、評価システムなど）を導入。

- ・ 目的：オンラインで簡単にマッチングを行える環境を整備し、時空間の制約を解消する。これらの具体的な取り組みを通じて、専門人材マッチングの精度や効率性を高めることができます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025年2月28日

富士屋通商株式会社

代表取締役 石井 通明

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。